

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等

規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等（業態を超えて合併等を行った金融機関による資金供給）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

### （１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、内閣総理大臣の承認を受けず、合併等の後の金融機関の業務継続の特例を設けるものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。

### （２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、合併等の後の金融機関の業務継続の特例を設けるものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

## 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等

規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等（合併又は転換を行った金融機関を所属の金融機関とする銀行代理業者等の業務の継続）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

### （１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、合併又は転換を行った金融機関を所属の金融機関とする銀行代理業者等が業務を継続する手続負担を軽減するものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。

### （２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例であり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等  
規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等（地銀等の経営基盤の強化）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。  
規制の区分（新設、改正（拡充、緩和）、廃止） ※いずれかに○印を付す。

案の区分： 代替案

担当部局： 企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

### （１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 本規制は、合併・経営統合等の抜本的な事業の見直しを行う際の時限的な支援措置を受けるために実施計画を提出し認定を受けた金融機関に対し、当該計画の実施を確保するために必要があると認めるときに、報告・徴求命令を行うことができることとするものであり、規制が事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。

### （２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 本規制は、実施計画の実施に関する報告・徴求命令を整備するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> (2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> (2) 問1と同様。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> (2) 問1と同様。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> (2) 問1と同様。

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。
---

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等  
規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等（兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

### （1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、兼業の代理業者が取扱可能な貸付けの範囲に係る制限を緩和するものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。

### （2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、兼業の代理業者が取扱可能な貸付けの範囲に係る制限を緩和するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等

規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等（破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

### （1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、破産手続開始の決定を受けた者の役職員に対する報告徴求の規定を整備するものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。

### （2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、破産手続開始の決定を受けた者の役職員に対する報告徴求の規定を整備するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

## 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。